(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
⑦	⑦	㊉	㊉ ㊐ 塩	0	0

※該当箇所に ☑ すること。

1 政治団体の名称（ふりがな） 国際国家日本研究会（こくさいこっかにほんけんきゅうかい）

2 主たる事務所の所在地 〒154-0014 東京都世田谷区新町 3-16-6 Mesh201

3 代表者の氏名 田中 茂

4 会計責任者の氏名 野田 真一郎

5 令和 7 年分

団体コード	1220046920 6121
前年繰越額	2,312,810 円

事務担当者の氏名 荒比地 晨

電話番号 090-1402-3358

受付	審査	確認
消込	パンチ	照合

3013号 8.5.19 東京都選挙管理委員会事務局

受付 8.8.28 収支公開室 第 号

活動区域の区分

全国（2都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無

☑ 有 ☐ 無

公職の種類 参議院議員（現・候）

資金管理団体の届出をした者の氏名 田中 茂

(※) 資金管理団体の指定の期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等 田中 茂

公職の種類等 参議院議員（現・候）

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

2197

101770

全国団体用

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	2,312,810
（前年からの繰越額）	2,312,810
（本年の収入額）	0
支　出　総　額	55,000
翌年への繰越額	2,257,810

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	人

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費	55,000	
小計	55,000	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費		
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計	0	
合計	55,000	

(注)(その１６)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費　2. 備品・消耗品費　(3.) 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
会計監査費	55,000	7 4 21	松尾会計事務所	兵庫県西宮市神楽町5-5 ラ・ベルジュ夙川2F	
この頁の小計	55,000				
その他の支出					
合計	55,000				

(注1) 資金管理団体は、５万円以上の支出は全て個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出は全て個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	□	

※有無について☑してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
摘　　要	金　　額	年 月 日	備　　考
田中　茂	14,540,000		

(注) その17で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

☐　4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年　5月　19日

政治団体の名称　国際国家日本研究会

会計責任者の氏名　野田　真一郎　野田

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　印

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和８年４月６日

国際国家日本研究会
代表　田中　茂　　殿

登録政治資金監査人　松尾武明
登　録　番　号　第　４８０９　号
研修修了年月日　平成２７年８月７日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、国際国家日本研究会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、国際国家日本研究会の主たる事務所の作業スペース不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると松尾武明が判断したため、当該登録政治資金監査人の事務所（兵庫県西宮市神楽町５番５号２Ｆ）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

国際国家日本研究会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、国際国家日本研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上